

## 規 則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

### 埼玉県人事委員会規則七―一〇一五

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の部中 「知事室長  
総合調整幹（人事委員会が定めるものに限る。）」 を

「知事室長

報道長

に改め、「IT統括幹」を削

総合調整幹（人事委員会が定めるものに限る。）  
政策・財務局長

り、「参与」を「参与」に、「改革政策局長」を「地域経営局長」に、「パスポートセンター所長」を「パスポートセンター所長」に、「報道長」を「参与」に、「地域政策局長」を「人財政策局長」

「パスポートセンター所長」を「環境管理事務所長（東部）」に改め、「環境科学国際セン

ター研究企画幹」及び「鴻巣」を削り、「さいたま、川越、東松山」を「川越、東松山」に改め、「消防防災政策幹」、「パスポートセンター副所長」及び「環境

科学国際センター副研究所長」を削り、「県営競技事務所副所長」を「県営競技事

務所副所長  
センター副所長」に改め、「越谷児童相談所草加支所長」を削る。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。